

第3次

真庭市生涯学習基本計画

あそぼう まなぼう 仲よく元気で 幸せ真庭

～「多彩な真庭の豊かな生活」をめざして～



平成28年3月
岡山県真庭市教育委員会

真庭市市民憲章

平成17年、それぞれの歴史と魂をもった9か町村の心が一つになって、「杜の都」真庭市が誕生しました。

真庭市は、美しい森林や瑞々しい旭川の清流、そして萌える緑の大地など豊かな自然に恵まれ、先人たちは、その自然を愛し共生しながら歴史を刻んできました。

私たちは、先人の労苦を偲び、市誕生の和の精神を受け継ぎ、市民一人ひとりが主役となり手を取り合って明るく躍進する郷土を築くために、この市民憲章を定めます。

- 1 自然の恵みに感謝し、美しい環境と生き物を大切にし、未来に向けて守り育てます。
- 1 ふるさとを愛し、郷土の歴史と伝統を受け継ぎ、文化の薫り高いまちを創ります。
- 1 生涯を通じて学び、健やかな心と身体を養い、人格の向上に努めます。
- 1 あいさつと笑顔のあふれる平和なまちをつくり、家族や隣人を大切にし、旅人を温かく迎えます。
- 1 地域に根付く産業を育み、生きがいと誇りを持って働き、活気と賑わいのあるまちを築きます。

目次

I はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 生涯学習とは	
3 計画における生涯学習の範囲	
4 計画の位置付け	
5 計画の期間と推進	
6 計画の構成	
II 基本理念と施策	4
1 基本理念	
2 基本目標・施策の柱	
3 推進の方向	
4 生涯学習理念の啓発	
5 個々が輝く学びへの支援	
6 学習成果の還元によるつながりあう地域社会の構築	
7 郷土真庭を誇りに思い、愛する心を育てる	
III 計画策定の背景	7
1 国・県の動向	
(1) 国の動向	
(2) 県の動向	
2 生涯学習施策に関する市の取組状況	
3 真庭市の現状と課題	
IV 具体的な施策	10
1 普及・啓発活動	
2 学習情報の提供	
3 学習機会の提供	
4 学習成果の発表と活用	
5 郷育の推進	

V 推進体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1 体制

2 事業

(1) 人財バンク

(2) 学習データバンク

(3) 学習情報の提供

(4) 学習相談窓口の設置

(5) 学習指導者の発掘・育成

(6) 多様な学習機会の創設

①学習環境に応じた機会づくり

②多様な主体との連携・協働

③地域・社会への還元の間づくり

④世代を意識した学習機会の提供

第3次真庭市生涯学習基本計画 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

《用語解説》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第3次真庭市生涯学習基本計画

I はじめに

1 計画策定の趣旨

めまぐるしい社会情勢の変化の中、自発的かつ主体的に学習していく生涯学習に対する関心と期待は大きく、ますますその必要性や重要性が増してきています。

このような変化の中で、市民の志向や価値観が多様化するとともに、生きがいや自己実現を目指した活動が求められるようになってきました。

こうしたことから、市民一人ひとりが、個性と能力を十分に伸ばし、互いに人生を応援しあい、多彩な真庭の豊かな生活を送るために、新たな価値を発見し、「学ぶ楽しさ」「知るよろこび」「実践する面白さ」を実感するものとして進めます。

これから心豊かな生き生きとした人生を送るために、市民それぞれが好奇心と創造性を育みながら、生涯学習社会を構築していくためにこの計画を策定します。

2 生涯学習とは

生涯学習とは、自己の啓発・充実や生活・職業上の能力の向上のために、各人が自発的意志に基づいて学ぶ活動を基本とします。学校や社会などで意図的・組織的に行われる学習のほか、個人的なスポーツ、文化、趣味、レクリエーション、ボランティアなどの活動も含まれます。(平成4年7月・文部省生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」)

生涯学習は、自己の趣味や教養を高める個人充実型や、職業などを通じて社会的に自己実現を図るキャリア形成型、学習成果を活用して地域づくりに寄与する社会還元型に分けられます。そして、生涯学習の取組を通じて、「知の循環型社会の構築」が求められています。

3 計画における生涯学習の範囲

この計画は、「第2次真庭市総合計画」(以下「総合計画」という。)、 「真庭市教育振興基本計画」に基づいて、また、「真庭市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の作成と合わせて見直され、「第3次真庭市生涯学習基本計画」とします。

総合計画の中に位置付けられている「基本構想」及び「基本計画」にある実施のための政策体系、連携する施策に関連するものとなります。

4 計画の位置付け

真庭市では平成27年度から平成36年度までの今後10年間、今と将来に向けて「やるべきこと」「できること」を市民と一緒に考えていくための「道しるべ」として、「真庭ライフスタイル～多彩な真庭の豊かな生活」をテーマとした総合計画を策定しています。この中で、生涯学習基本計画は、主要計画である教育振興基本計画に次ぐ準主要計画として位置付けられています。

これまで生涯学習基本計画に沿って実施された各種の施策により、市民の生涯学習への取り組みを積極的に支援してきました。こうした取組の成果や課題、社会状況の変化から生涯学習基本計画の見直しを行います。

5 計画の期間と推進

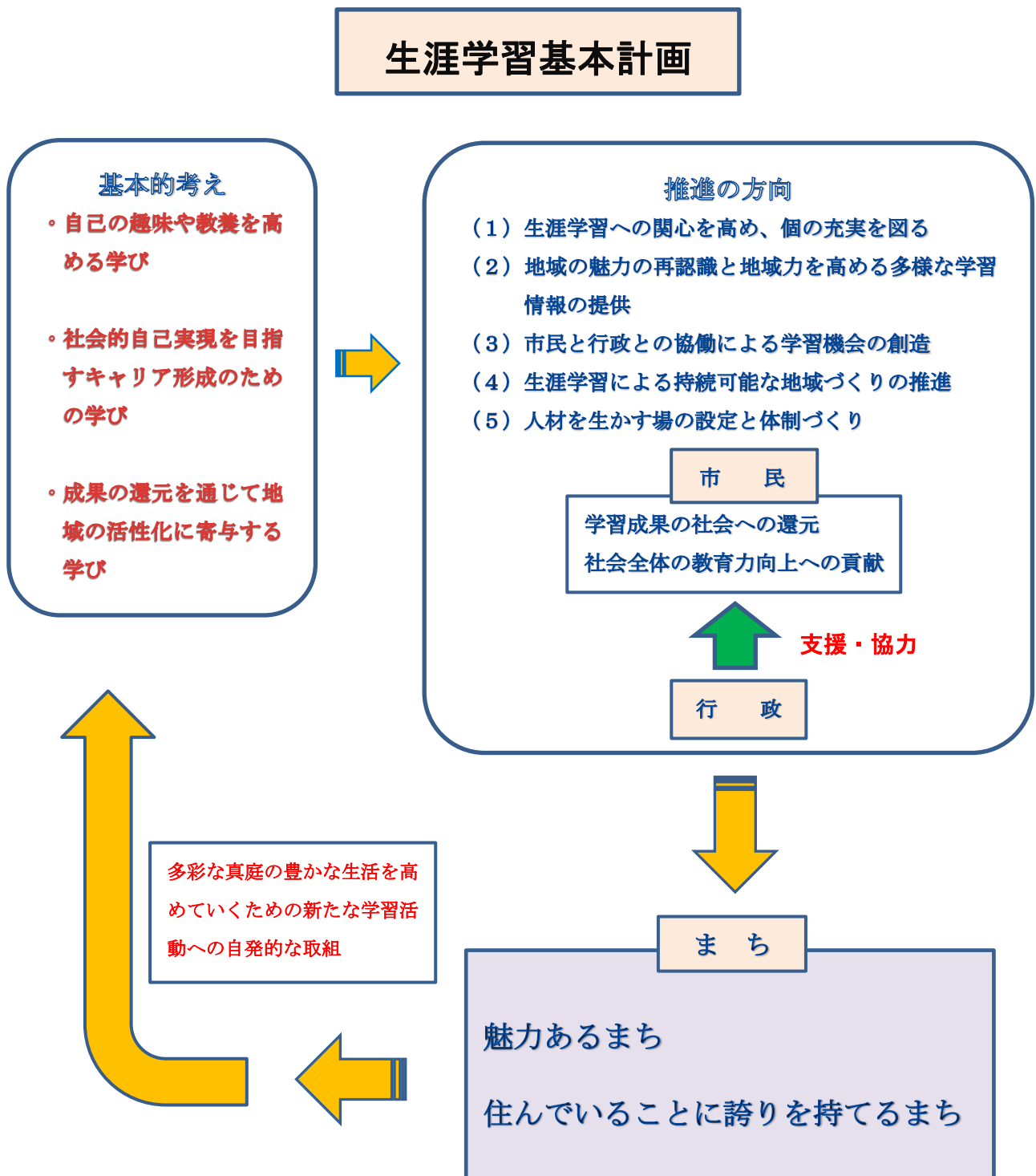
本計画では、総合計画との関連性を重視しながら、平成28年度から平成32年度までの5年間に取り組むべき方向性を示すものとします。

なお、社会環境の急激な変化などに対応するため、必要がある場合は計画期間の途中でも見直しを行うものとします。

計画に掲げる施策や取組を実施するにあたっては、市の推進体制はもとより、市民、活動団体、関連機関、事業者などとの連携・協力を図り、効果的・効率的に推進していきます。また、CAPDサイクルによる進捗管理のもと、着実な実施に努めます。

また、社会教育委員会議などで市民の意見を受け、各種施策に取り組みます。

6 計画の構成



Ⅱ 基本理念と施策

1 基本理念

生涯学習の「生涯」は、社会と切り離された一個人の生涯としてではなく、社会との関わりの中で生活する市民の人生であり、「学習」は、座学などの狭い学習方法や内容を意味するのではなく、実践活動を含む幅広い「学び」であると考えます。

学びによって趣味や教養を高め、楽しみながら自らの生活を充実させることは言うまでもありませんが、学びで得た知識や能力、経験をこれまで以上に地域で生かし、市民と行政が協働で地域振興に努め、ふるさと真庭を魅力あるまちにし、住んでいることに誇りを持つていく必要があります。そうすることが「多彩な真庭の豊かな生活」の実現につながるものと考えます。(知の循環型社会の構築)

《生涯学習の基本理念》

- 生涯学習は、人生を豊かにし、市民の生きがいや人間への信頼を培うもの。
- 生涯学習は、あらゆる世代の知力、体力、気力、活力を充実するもの。
- 生涯学習は、人生における課題に気づき、共有する機会であり、解決を促すもの。
- 生涯学習は、地域の課題を発見する機会であり、解決をめざすもの。
- 生涯学習は、地域社会の多様性、つながり、支えあいを生み出すもの。
- 生涯学習は、歴史・文化・環境・産業を知り、郷土を誇りとし、次代へ継承し、新たな文化を創造するもの。

2 基本目標・施策の柱

真庭市では、市民一人ひとりが健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、総合計画の中にある「生涯学習への理解と意欲」をもとに、個々の市民が積極的に学ぼうとするための基本計画が必要であると考えます。

地域社会での生涯学習の魅力向上をめざし、市民の自主的、主体的地域活動を支援していきます。

さらに、自身の教養や趣味をさらに充実させ、仲間や地域との関わりを持つことができるよう学習機会と情報提供の推進を図ります。

《施策の柱》

- 1 生涯学習の質の向上と機会提供の充実と「ひと」「まち」との連携支援
- 2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、人と人が寄り添う営みを大切に
した「真庭ライフスタイル」の構築
- 3 地域教材を市民と開発していく施策の推進
- 4 真庭の風土に沿った文化・芸術の振興と、それらを継承する体制の整備

3 推進の方向

総合計画のテーマである「真庭ライフスタイル～多彩な真庭の豊かな生活」を構築していくために、先人から引き継いだたくさん価値（魅力）や「学ぶ楽しさ」「知るよろこび」「実践する面白さ」を実感していける仕組みを創っていきます。

- (1) 生涯学習への関心を高め、一人ひとりの個の充実を図る
- (2) 地域の魅力を再認識し、地域の力を高める多様な学習情報の提供
- (3) 市民と行政との連携・協働による学習機会の創造
- (4) 生涯学習を活かした持続可能な地域づくりの推進
- (5) 人材を生かす場の設定と体制づくり

4 生涯学習理念の啓発

真庭ひかりネットワークを活用した情報サービスの進歩は、市民の生涯学習環境を大きく変えました。このネットワークを活用して、生涯学習情報をいち早く市民に届けることで、学習機会を増やすことができるよう努めます。

また、学習課題の提供や成果の発表においても、真庭いきいきテレビなどによる放送を活用し、満足度の高い生涯学習社会の実現に努めます。

そして、市内の各生涯学習施設では、審議会や各種運営組織などの活性化を図るとともに、企画段階あるいは運営段階から市民団体やボランティアなどに積極的に参画していただくことで、市民との協働による運営を推進します。

また、地域や学校、民間団体などの多様な主催団体と連携して、魅力ある学習課題や学習機会の提供に努めます。

5 個々が輝く学びへの支援

私たちは、それぞれが自立し、社会の中で自己実現していくためには、自ら学び考える力と他者と共感する心などを育てることが大切です。

しかし、学習意欲や規範意識の低下、基本的な生活習慣の未確立など、それぞれの成長発達過程でゆがみも指摘されています。市民一人ひとりが生きる力を育み、よりよい未来を築いていくための基礎づくりを推進していくことが重要です。

心の豊かさや生きがいのための学習、時代の変化に応じた新しい知識・技術の習得など様々な生涯学習ニーズの高まりを背景として、一人ひとりが必要に応じて学び続けることができる環境づくりが求められています。

6 学習成果の還元によるつながりあう地域社会の構築

真庭市では、生涯学習の推進のために、市役所を中心として、公民館・図書館などの

生涯学習関連施設が連携し、生涯学習情報の発信や学習機会の提供などに努めています。また、公民館では、地域住民に学習や文化などの活動の場を提供するとともに、地域課題に関わる事業を実施するなど、地域に根ざした活動を行っていきます。

7 郷土真庭を誇りに思い、愛する心を育てる

「真庭ライフスタイル～多彩な真庭の豊かな生活」を実現するためには、私たちの暮らしている真庭市について知り、良さを認め、誇りに思うことが大切です。真庭市の文化、歴史、産業、自然、年中行事などについて学び、郷土を愛し誇りに思う心を育てる学習を「郷育（きょういく）」として推進します。

(1) 郷土を知る教育

地域の文化・歴史・産業・自然など、地域について学びます。

自分の住んでいる地域の特性を把握します。

地域の人々が歴史遺産などを知る学習を進めます。

(2) 郷土を大切にせる教育

年中行事を大事にする心を育てます。

地域の自然や環境を保全する活動を推進します。

自分の生まれ育った地域への愛着が高まるような学習を進めます。

(3) 郷土をつくる教育

伝統行事をつないでいく世代間の交流を促進します。

地域間の交流により、お互いの地域の特性を広く理解します。

市民としての一体感を高める夢のあるまちづくりの協働を進めます。

Ⅲ 計画策定の背景

1 国・県の動向

(1) 国の動向

国においては、平成17年6月に中央教育審議会が文部科学省から「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の諮問を受け、平成20年2月に答申を示しました。

また、平成18年12月に『教育基本法』が改正され、新しい時代の教育理念を明確にするとともに、新たに「生涯学習の理念」が盛り込まれました。

その後、平成20年7月に教育基本法に基づく初めての計画として第1期「教育振興基本計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）が閣議決定され、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、平成20年度から10年間の目指すべき教育の姿が明らかにされました。

平成25年6月に第2期「教育振興基本計画」（計画期間：平成25年度～平成29年度）が策定され、教育行政の4つの基本的方向性が示されました。

(2) 県の動向

岡山県においては、平成22年2月「第3次岡山県生涯学習推進基本計画」を策定し、県民一人ひとりが生涯にわたる学習活動を通じて自己の人格を磨くとともに、学びの成果を生かして地域課題の解決や地域ぐるみで地域の子どもをはぐくむ活動に参加・参画して活動するなど、個人の豊かな学びと「地域力」の高い、自立した地域社会の形成が循環する「生涯学習社会☆岡山」の実現を目指しています。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、知事と教育委員により、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を定めた「岡山県教育大綱」を平成27年8月に策定し、家庭・地域の教育力向上、郷土愛の醸成などを目指しています。

2 生涯学習施策に関する市の取組状況

本市においては、市民一人ひとりが健康で生きがいのある充実した人生を送り、生涯にわたり学習機会を選択して学ぶことができるよう、「生涯学習社会」をめざして、「あそぼう まなぼう 仲よく元気で 幸せ真庭」のキャッチフレーズのもと、平成19年度から4か年計画で「第1次生涯学習基本計画」（計画期間：平成19年度から平成22年度）を策定し、生涯学習による賑わいと安らぎの杜市づくりを進めてきました。また、平成23年度から5か年計画で「第2次生涯学習基本計画」（計画期間：平成23年度から平成27年度）を策定し、市民の生涯学習を支援する施策を推進し

てきました。今後もこれらの施策を充実したものに発展させ、新たな取組も加えながら継続していきます。以下、これまでの主な取組状況を示します。

《学習情報の提供》

岡山県生涯学習講座や放送大学、公民館、文化センターなどで開催する講座・教室の受講案内など情報提供に努めてきました。

《学習機会の提供》

公民館、文化センター等で市民の関心の高い分野の講座や、子どもと大人が一緒に学べる教室やイベントの実施に努めてきました。また、学習意欲の高い高齢者の学びの場である老人大学の運営支援を行いました。

《生涯学習の基礎づくり》

親育ち応援学習プログラムを利用したワークショップ形式の啓発活動や、子育て・親育ち講座を保育園や幼稚園、こども園、小中学校へ出向いて開催し、家庭教育の支援に取り組んでいます。

地域の方や保護者にボランティアとして学校教育の支援に参画していただき、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの学びを支援し、地域住民の生涯学習・自己実現に役立て、地域の教育力の向上を図る学校支援地域本部事業を実施しています。

地域の中で、放課後や週末等に子どもたちの安全で安心な居場所を設け、地域の方に参画していただき、子どもたちと一緒に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を展開する放課後子ども教室推進事業を実施しています。

3 真庭市の現状と課題

人口減少と少子高齢化について

出生数の減少や若い世代の市外流出等による本市の高齢化率は35.06%（平成27年4月1日現在）にまで達しています。今後さらに高齢化が進む中で、生涯学習の推進、また、知識・経験を活かし、地域や社会に参加できるようなシステムづくりが必要です。

情報化社会の対応について

新たな学習人口の増加やニーズに沿った学習機会の拡充を図る必要があります。真庭ひかりネットワークなどを活用した学習情報の提供や活動を支援する仕組みづくりが必要です。

地域のコミュニティについて

社会環境が変化する中で、価値観や生活スタイルが変化し、地域や家族とのつながりが薄れています。今後は生涯学習を通じて、協働による人づくり、まちづくりを進め、地域社会の再生につなげたいと考えます。

地域の教育力について

核家族化、少子化による家庭・地域の教育力の低下や個人のモラルや規範意識の低下などが地域社会の課題として指摘されています。そこで、家庭・学校・地域社会が連携し、家庭や地域の教育力の向上を図る必要があります。

芸術・伝統文化について

生活の中で文化が身近にある「まち」。市民が自主的に文化活動について考え、活動できる場づくりが必要です。自然環境の中から生まれる文化や芸術を日常生活の中で感じられるような「まち」を目指します。

スポーツについて

学校体育では生徒数減少などによる運動部活動の衰退傾向、地域スポーツではスポーツに関わる人と関わらない人の二極化、競技スポーツでは指導者不足による競技スポーツの持続可能性の危機といった問題を抱えています。これらの課題解決に向けて鋭意取り組みます。

文化について

時間と経済的なゆとりがないことから、文化的な催しを鑑賞・見学した人、日頃から文化活動を行っている人が減少しています。子どもを含め、より多くの人々が文化に親しむために、地域や学校で優れた文化に気軽に触れることが必要です。

生涯学習施設について

市内の地域の特性を生かした生涯学習施設について、いつでも誰でも学びたい時に学ぶことができ、市民の多様なニーズに応え、積極的に利活用されるよう、より良いものにしていく必要があります。

IV 具体的な施策

《目指すべき具体的方策》

- 市民一人ひとりが主体的に「学ぶ楽しさ」「知るよろこび」「実践する面白さ」を実感し、未来への希望を築いていける活力ある社会を目指す。
- 地域活動（縦軸）と市民活動（横軸）の連携による学習機会を創造し、学習成果を生かして主権者として協働の担い手となる人材育成の充実を図る。
 - ※「縦軸」：地域に根差した住民の自主的活動
 - 「横軸」：NPOなどの地域の枠組みを超えた市民活動
- 真庭の魅力と誇りを発信する学習機会の提供を市民と協働で進め、学びを生かした社会貢献の場の充実を図る。

1 普及・啓発活動

生涯学習への理解や関心を高め、学びたいという気持ちを育むきっかけづくりとして、生涯学習に関する積極的なPRに努め、生涯学習の普及・啓発を推進していきます。

〈具体的施策〉

- ◇広報紙「広報真庭」による啓発
- ◇生涯学習情報紙による啓発
- ◇真庭ひかりネットワーク（真庭いきいきテレビ、告知放送）による啓発
- ◇真庭市ホームページの活用
- ◇生涯学習講演会の開催

2 学習情報の提供

市民の学習機会や学習成果の活用情報、学習相談に対応するため、振興局との連携を密にし、いつ、どこで、どんな学習が行われているのかという情報を集積・共有し提供していきます。

〈具体的施策〉

- ◇広報紙「広報真庭」による情報提供
- ◇生涯学習情報紙による情報提供
- ◇真庭ひかりネットワーク（真庭いきいきテレビ、告知放送）による情報提供
- ◇真庭市ホームページによる情報提供
- ◇各施設の掲示板などによる情報提供
- ◇新聞・テレビなどによる情報提供

3 学習機会の提供

市民一人ひとりが生涯にわたり学び続け、人生の成長過程に応じた学習ができるよう各段階に応じた各種講座や事業、市民ニーズに対応した講座、社会的な課題を取り扱った講座を提供していきます。

地域の課題などを行政と市民が一体となって考える機会をつくり、協働による人づくり・まちづくりを推進していくために地域組織や民間団体、企業などとの連携による多様な学習機会の提供を支援していきます。

公民館は市民に自主的な活動や交流の場を提供し、学習活動や芸術などの文化活動を支援する拠点施設です。これからは、地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習拠点、さらには地域活動を通じて市民との協働による人づくり・まちづくりを推進するための拠点施設としての役割を果たすよう、活動の充実に努めます。

「本の香りがするまちづくり」を目標に、地域の特長を生かした図書館づくりに取り組み、質の向上と「まち並み図書館」など市内外の関連施設との連携を進め、学ぶ環境の質の向上と機会の提供に努めます。

〈具体的施策〉

- ◇公民館、図書館、文化センターの新規講座及び各種イベントの開催
- ◇公民館、図書館、文化センターで活動するグループや団体の紹介
- ◇各公民館などの講座・教室を他の施設に出前する生涯学習交流事業の開催
- ◇スポーツ推進委員によるスポーツ体験イベントの開催
- ◇地域創造等文化活動支援事業による講演会・演奏会の開催
- ◇地域の活性化や課題解決につながる講演会・研修会・講座の開催
- ◇他の行政機関などによる講座・講習会の開催
- ◇スポーツ施設、スポーツクラブによる企画イベントの開催
- ◇地域組織や民間団体との連携による講座・学習会・研修会の開催
(まちづくり、福祉、健康、食育、環境、農林業、文化、スポーツ等)
- ◇企業などとの連携による講座・学習会・体験イベントの開催
- ◇学術学会や研究会などの誘致
- ◇公共放送などを活用した講座の開催

4 学習成果の発表と活用

生涯学習施設や学校、地域などで市民が学習をとおして交流したり、学習の成果を互いに学び合うことで、市民が自らの学習成果を生かせる機会や場の創出に努めます。

また、学習成果を生かしてボランティア活動などに参加することにより、周囲から評価されることは市民一人ひとりの学習意欲を高めるだけでなく、学びの成果をより広げていくことにつながることから、学んだ成果を評価する制度の創設について検討します。

〈具体的施策〉

- ◇各地区文化祭・体育行事の開催
- ◇部門別展示会・競技大会の開催
- ◇真庭いきいきテレビの活用
- ◇学習成果の還元による活動の場づくり
- ◇地域づくり活動ボランティアの育成
- ◇学校支援ボランティアの育成
- ◇家庭教育支援ボランティアの育成
- ◇放課後児童クラブ、放課後子ども教室などのボランティアの育成
- ◇学習成果を生かす場としての公民館機能の充実
- ◇人づくり・地域づくりの拠点としての公民館機能の充実

5 郷育の推進

市内には地域の特性を生かした生涯学習施設が点在しており、効率的な活用が望まれています。これらの施設をいつでも学びたい時に学ぶことができ、市民の多様なニーズに応え、積極的に利活用されるようより良いものにしていく必要があります。こうした地域の財産の利用価値を高めることや、優れた人材の発掘、歴史や文化、自然、産業などの財産の周知に努めることで真庭市の魅力を再発見し、郷土を大切に、誇りに思う気持ちの醸成を図ります。

〈具体的施策〉

- ◇文化施設、博物館、学習館、資料館などの特色を生かした事業の開催
- ◇博物館などによる展示会の開催
- ◇生涯学習施設の将来的な理想像に向けての協議と整備・改善の検討
- ◇地域の特色を生かしたスポーツ教室などの開催
- ◇地形・植生・生物観察などの自然観察会の開催
- ◇歴史講座、史跡探索会の開催
- ◇年中行事を継承する事業の開催
- ◇伝統芸能や技術を伝承する事業の開催
- ◇市民との協働による地域教材の開発
- ◇地域特産物などの生産や加工体験の実施
- ◇郷土料理・特産品などの料理教室及び試食会の実施

V 推進体制の整備・充実

1 体制

地域や学校、民間団体などの多様な組織・団体との連携・協働を進め、自主的、主体的な学習活動を支援し、「学ぶ楽しさ」「知るよろこび」「実践する面白さ」を実感できるよう、推進体制づくりに努めます。

2 事業

生涯学習に対するニーズは、自己の充実や豊かで魅力ある地域社会の構築など幅広い分野に及んでいます。こうしたニーズに対応し、市民の自主的、主体的な学習活動を支援する仕組みづくりを進めます。

(1) 人財バンク

各種の学習会を主催または開催しようとする場合に、学習会の趣旨に合った講師や指導者を紹介するものです。人財バンクという指導者とは、各種講座や教室、研修会などの講師だけでなく、グループや団体のリーダーや特技者も含まれます。講師としての登録や認定については市独自の制度を構築し、学びの場を求める市民と知恵や技術を還元したい市民の橋渡しをするシステムを目指します。

(2) 学習データバンク

生涯学習に関する各種情報を収集し、市民がいつでもその情報を閲覧できるシステムを目指します。各生涯学習施設が独自に実施している教室や講座、施設を利用する各種学習団体の活動内容、地域組織や民間団体、企業が実施する各種研修会やイベントなどのデータも収集するものとします。

それぞれ学習者が抱える地理的、経済的あるいは時間的な条件に合った学習機会を自ら探すことができるものです。

市民ボランティアにより開発された地域教材を、いつでも誰でも自由に読むことができるようデータベース化し、将来的には出版を目指します。

(3) 学習情報の提供

教室や講座、イベントなどの開催についての学習情報（日時・場所・内容など）を、真庭ひかりネットワークや広報紙などの生活に密着している広報手段を通じて、いち早

く、より多くの市民の皆さんにお知らせします。

(4) 学習相談窓口の設置

人財バンクや学習データバンクの有効な活用に努めるため、どこでどのような学習が行われているか知りたいという相談や、学習内容に応じた講師の紹介などに応じるための相談窓口を設置します。

また、グループ交流などについての相談、生涯学習に関する多岐にわたる相談などを受けます。相談には行政職員と市民が一体となって、正確な情報を迅速に提供できるように協働による運営に努めます。

(5) 学習指導者の発掘・育成

専門分野について卓越した知識や技術を持つ人材を発掘し、真庭市独自の指導者認定制度による講座や研修会への参加を促し、修了者については指導者としての活動の場を提供していきます。

また、知識はあるものの指導経験が少ないなどの理由で、指導者として自信の持てない人を対象とした講座の開設を検討します。

(6) 多様な学習機会の創設

多様な学習機会を多くの市民の皆さんに提供できるように、多くの講座・教室などを開設する必要があります。

①学習環境に応じた機会づくり

学習する人の様々な希望に対応するためには、初級編から上級編まで習熟度に応じた学習プログラムを編成したり、教室・講座の開催曜日や時間、回数などを工夫することで、参加しやすい学習機会の開設を図ります。

②多様な主体との連携・協働

学習塾や習い事教室などを主催する民間学習機関、各大学の公開講座など多様な主体と連携・協働することで、幅広い年齢層に対応できる取組に努めます。

また、著名人を講師に迎え、学習講座への関心を高めたり、より多くの市民の生涯学習意欲を高めたりすることを目的とした啓発講座を開催します。

③地域・社会への還元の間づくり

市が主催する講座・教室は、地域や社会への還元の間づくりを支援し、自主・自立のグループ作りを推進します。そのため講座・教室の開設期間は3年を上限とし、こ

の期間を経過したものは、自主グループへと移行し、受講生が自主的に運営することとします。

④世代を意識した学習機会の提供

子どもから高齢者まで幅広い層の市民のすべてが、学習活動に興味を持ち、主体的に学ぶことができる環境の整備のために、それぞれの世代における学習課題を次のとおりとします。

ア 幼少年期（0歳から9歳）

学 習 課 題	豊かな体験
ステージの認識	家族・近所とのふれあいが中心の時期
学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・真庭市の歴史・文化・自然・産業などを知る ・真庭市の豊かな自然を体験し、自然を愛する心を育む

イ 少年期（10歳から18歳）

学 習 課 題	自立期（人間的・社会的）
ステージの認識	コミュニケーション力を身につけ、さまざまな交流体験活動を広げる時期
学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・真庭市の歴史・文化・自然・産業などを知る ・さまざまな体験活動等を通し、様々な人とのつながりを広げる

ウ 青年期（19歳から29歳）

学 習 課 題	価値観・人生観の確立
ステージの認識	真庭市の持つ情報を分析し、発信性に注目する時期
学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・真庭市の歴史・文化・自然・産業などを知る ・さまざまな活動やボランティア等を通し、さまざまな人との人間関係をより深く広げる

エ 壮年期（30歳から49歳）

学 習 課 題	人として立つ
ステージの認識	自己が確立され、社会に人として立つことが可能となる時期
学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・真庭市の歴史・文化・自然・産業などを知る ・地域のコミュニティ活動の推進役としてのリーダーとなる ・職業能力を高める ・家庭を支え、子育てに励む

オ 熟年期（50歳から69歳）

学 習 課 題	生きがいの成熟と蓄積の社会還元
ステージの認識	自分ができることで地域に貢献する時期
学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・真庭市の歴史・文化・自然・産業などを知る ・セカンドライフ を豊かに過ごす ・これまでに得た知識や技術を地域に還元する

カ 寿年期（70歳から）

学 習 課 題	よりよい人生を完成させる
ステージの認識	社会に恩返しをするための積極的な活動の時期
学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・真庭市の歴史・文化・自然・産業などを知る ・持っている知識や技術を各世代に伝える ・健康で生きがいを持ち、安心して暮らす

体系図（別紙参照）

《 用語解説 》

※1 自己実現

自分の内にある潜在的な能力や可能性、顕在的な自覚している能力や個性を伸ばし生かして、自分のライフスタイルを実現すること。

※2 キャリア

職業・技能上の経験、経歴の意味で使われる言葉ですが、本計画では仕事だけでなく社会的な経験も含んだ意味で使用している。

※3 第2次 真庭市総合計画

真庭市が「持続可能なまち」になるべく、「真庭ライフスタイルー多彩な真庭の豊かな生活ー」の実現を目標として、平成26年度に策定。今と将来に向けて「やるべきこと」、「できること」を市民と一緒に考えていくための「道しるべ」。

※4 真庭市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

真庭市における教育、学術及び文化の進行に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。(平成28年度策定予定)

※5 真庭市教育振興基本計画

教育基本法に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、平成24年3月に策定。学校教育、家庭教育、社会教育に加え、文化、スポーツも含み、すべてのライフステージにおける教育も含む。

※6 「やるべきこと」「できること」

将来の真庭市民に「真庭市の価値」を引き継ぐための、今の真庭市民の義務と権利。

※7 CAPDサイクル

施策及び事務事業について、有効性、効率性、影響力等総合的な観点から評価し(C=Check:評価)、見直し改善を図り(A=Act:改善)、成果指標等を用いて目標を定め(P=Plan:計画)、事業を実施(D=Do:実行)する手法により、生涯学習振興行政の運営改善にもつなげる仕組み。

※8 社会教育委員

学校教育、社会教育、家庭教育の関係者や、学識経験者から教育委員会が委嘱する。社会教育に関する諸計画の立案すること、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、その職務を行うために必要な調査研究することを主な職務とする。

※9 協働

複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。行政と市民、企業、団体が共通の目標に向かって、対等の立場で役割と責任を分かち合いながら連携・協力していくこと。

※10 知の循環型社会

各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献することで、新たな学習需要（活動）へと結びつく社会をいう。

※11 ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※12 真庭ひかりネットワーク

真庭市が整備した光ファイバーによる情報通信施設です。真庭いきいきテレビのケーブルテレビサービスと「音声告知放送」「IP 電話サービス」が実施されている。また、「NTT 西日本」により「ひかり電話」「インターネット接続」のサービスが提供されている。

※13 生涯学習関連施設

公民館・博物館・図書館などの社会教育施設のほか、スポーツ施設、文化施設、また生涯学習を支援する施設を含む。

※14 生涯学習の理念

教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と謳われている。

※15 教育行政の4つの基本的方向性

国の第2期教育振興基本計画に記されている教育行政におけるビジョン。「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の育成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つを、教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性として設定している。

※16 岡山県教育大綱

岡山県が地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、現下の社会情勢を踏まえ、求められる人材像を明確にした上で、「晴れの国おかやま生き生きプラン」を基本とし、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を定めたもの。平成27年8月に策定。

※17 親育ち応援学習プログラム

これから親になろうとする若い世代の方から、子育て中の方、孫育て期の祖父母の方まで、幅広い年代の方を対象にした「親育ち」を応援するための参加型の学習プログラム。

※18 ワークショップ

一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

※19 家庭教育

親が子どもに家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要な技術を身に付ける援助をすること。

※20 学校支援地域本部事業

学校支援コーディネーターが学校と学校支援ボランティアとの間の連絡調整を行い、学習支援・環境整備・部活動指導・見守り活動など、地域ぐるみで学校を支援する事業。

※21 まち並み図書館

町なかの商店や公共施設などの空きスペースに本を配置し、市民に気軽に本に触れてもらう機会を提供する、市民が運営する図書館。

※22 真庭いきいきテレビ

真庭市が整備した光ファイバーを活用したケーブルテレビで、行政情報や生活情報などきめ細かい情報を提供している。

※23 学校支援ボランティア

小学校などでの教育活動に、あらかじめ登録した地域の方々や保護者の様々な特技や趣味などを活かし、学校教育を支援する人材。

※24 家庭教育支援ボランティア

家庭教育支援に関する基礎的な学習機会を提供することで、保護者からの相談に適切に対応したり、保護者同士のつながりを支援する人材。

※25 放課後児童クラブ

両親が共稼ぎなどの理由で日中「鍵っ子」になる児童を、放課後、家庭とは異なる場所で保護者に代わって保育する制度。

※26 放課後子ども教室

地域の子どもを対象に、様々な人々の協力により、スポーツ、文化活動、住民との交流などの取組を実施する制度。学校の余裕教室や近くの公民館などに設置されている。

※27 ニーズ

要求。生涯学習では、「学習ニーズ」として使われる。

※28 人財バンク

人は宝という発想から、「人材」を「人財」と表記している。

※29 データバンク

広範囲のデータを収集・整理・保管し、利用者に必要な情報を即時に提供するシステムまたはそれを扱う事業。

※30 セカンドライフ

第2の人生。特に定年退職後の人生のこと。

《真庭市社会教育委員会議委員名簿》

役 職	所 属 等	氏 名
議 長	学識経験者（湯原）	三 船 昌 行
副 議 長	学識経験者（蒜山）	三 船 光 夫
委 員	学識経験者（北房）	奥 田 健 治
委 員	学識経験者（落合）	守 城 俊 道
委 員	学識経験者（久世）	福 井 孝 行
委 員	学識経験者（勝山）	稲 田 裕
委 員	学識経験者（美甘）	大 盛 文 治
委 員	学識経験者（蒜山）	筒 井 彦 二
委 員	真庭市小学校校長会代表	徳 山 周 一
委 員	真庭市中学校校長会代表	高 田 雅 夫
委 員	真庭市 PTA 連合会代表	杉 本 義 和
委 員	真庭市老人クラブ連合会代表	小 林 壽 満 夫
委 員	真庭青年会議所代表	内 藤 貴 嗣

《策定会議》

第 1 回会議	平成 27 年 7 月 27 日	第 4 回会議	平成 27 年 12 月 7 日
第 2 回会議	平成 27 年 8 月 6 日	第 5 回会議	平成 28 年 1 月 26 日
第 3 回会議	平成 27 年 9 月 18 日	第 6 回会議	平成 28 年 2 月 17 日